

(参考)

### 特定給食施設(健康増進法関連)チェックリスト(例)

(根拠)

健康増進法, 健康増進法施行規則(以下「規則」)

特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について(以下「通知」)

施設名						
日時	年	月	日	:	~	:
記録者	(所属)		(氏名)			

根拠法等	評価内容	評価・判定	具体事例(施設の実情に応じて行われることから, 下記にとらわれず, 総合的に判断する)
規則 8, 通知(別添1)2②	特定給食施設における栄養管理の評価と指導計画の改善について	管理栄養士配置	人数
		栄養士配置	人数
規則 9 ①, 通知(別添2)2①	身体の状況、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価	性	
		年齢	
		身体の状況	
		食事の摂取状況	
		生活状況	
		その他の把握内容	疾患・介護度等
	食事提供の計画	給与栄養量の目標を設定	給与目標量, 約束食事箋等
		食事の提供に関する計画を作成	献立表等
		計画に基づく、食材料の調達	発注・納品書等
		計画に基づく調理及び提供	運搬記録, 検食簿等
		摂取状況を定期的に把握	摂取状況記録, 残食記録等
		身体状況の変化を把握	
		食事計画の改善	基準の見直し, 会議での検討等
規則 9 ②, 通知(別添2)2②	提供する食事(給食)の献立	身体の状況への配慮	栄養管理計画書等
		日常の食事の摂取量に占める給食の割合に応じた内容	
		嗜好等に配慮	嗜好調査等
		料理の組合せや食品の組合せへの配慮	調理師・調理員の適切な配置等
	選択食	利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示する	

根拠法等	評価内容		評価・判定	具体事例(施設の実情に応じて行われることから、下記にとらわれず、総合的に判断する)
規則 9③	栄養に関する情報の提供について	献立表の掲示		
規則 9③, 通知(別添2) 2③		栄養成分の表示(熱量及びたんぱく質, 脂質, 食塩等)		
		健康や栄養に関する情報の提供		栄養指導・栄養相談, 栄養教室等
		各種の媒体を活用するなどにより知識の普及		給食たより, ポスター, 食札等
規則 9④, 通知 2④	書類の整備について	献立表など食事計画に関する書類		献立表, 食事箋, 年齢構成表等
		利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報		
		委託契約を交わしている場合委託契約書等を備える		契約書・仕様書等
規則 9⑤ 通知(別添2) 2⑤	衛生管理	大量調理施設衛生管理マニュアル		
通知(別添1) 2③	健康危機管理対策	役割の整理		マニュアル等
		施設内及び施設間の協力体制の整備		委託契約, 外注の契約等
通知(別添2) 3	災害等の備え	食糧の備蓄		水・食料・食器等
		対応方法の整理		マニュアル等
通知 2①②	☆保健所による指導・支援 (施設に対する評価・対応)	栄養管理の状況についての改善が必要な課題が明確となるような分析を行う		
		指導計画の改善を図る。関係機関や関係者と共有する体制の確保に努める		
		指導・支援等を重点的に行う施設の抽出を行う。		
		課題が見られる場合には施設長に対し、評価結果を踏まえた課題解決への取組を促す		
特記事項				

\* 各施設を規定する法・通知等については、それぞれ確認する。

## （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

## （国民の責務）

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

## （健康増進事業実施者の責務）

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業を積極的に推進するよう努めなければならない。

## （関係者の協力）

第五条 国、都道府県、市町村、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

## （食事摂取基準）

第十六条の二 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準（以下この条において「食事摂取基準」という）を定めるものとする。

2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項
- 二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項
  - イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## （都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施）

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

## （栄養指導員）

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

## （特定給食施設の届出）

第二十条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、

係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のためにめられたものと解釈してはならない。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項又はの規定に基づく命令に違反した者

二 第四十三条第一項の規定に違反した者

三 第五十七条第二項の規定による命令に違反した者

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

（特定給食施設）

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

（特定給食施設の届出事項）

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

（特別の栄養管理が必要な給食施設の指定）

第七条 法第二十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

（特定給食施設における栄養士等）

第八条 法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

平成15年4月30日（厚生労働省令第86号）  
最終改正 令和元年5月7日（同1号）

（栄養管理の基準）

第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令の定めるところによること。

（栄養指導員の身分を証す証票）

第十条 法第二十四条第二項に規定する栄養指導員の身分を示す証明書は、別記様式第二号による。

（法第十六条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める栄養素）

第十一条 法第十六条の二第二項第二号イの厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。

- 一 たんぱく質
- 二 n-6系脂肪酸及びn-3系脂肪酸
- 三 炭水化物及び食物繊維
- 四 ビタミンA、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、ビタミンB<sub>1</sub>、ビタミンB<sub>2</sub>、ナイアシン、ビタミンB<sub>6</sub>、ビ

ビタミンB<sub>12</sub>、葉酸、パントテン酸、ビオチン及びビタミンC

五 カリウム、カルシウム、マグネシウム、リン、鉄、亜鉛、銅、マンガン、ヨウ素、セレン、クロム及びモリブデン

2 法第十六条の二第二項第二号口の厚生労働省令で定める栄養素は、次のとおりとする。

- 一 脂質、飽和脂肪酸及びコレステロール
- 二 糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）
- 三 ナトリウム

## 健康増進法施行細則

平成15年6月27日

規則第64号

改正 平成18年9月29日規則第98号

平成19年3月30日規則第43号

平成28年1月12日規則第 1号

### (趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し、法、健康増進法施行令（平成14年政令第361号。以下「令」という。）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (書類の経由)

第2条 法及びこの規則の規定により知事を経由して厚生労働大臣に提出すべき書類又は知事に提出すべき書類は、所轄の地域振興局又は支庁の長を経由して提出しなければならない。

(平19規則43・一部改正)

### (特定給食施設の届出)

第3条 法第20条第1項の規定による届出は、特定給食施設設置届（別記第1号様式）による。

2 法第20条第2項の規定による変更の届出は特定給食施設届出事項変更届（別記第2号様式）に、事業の休止又は廃止の届出は特定給食施設事業休止（廃止）届（別記第3号様式）による。

3 法第20条第2項の規定により事業の休止の届出をした者は、その事業を再開したときは、再開の日から1月以内に、特定給食施設事業再開届（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

### (栄養報告書の提出)

第4条 法第20条第1項に規定する特定給食施設の設置者又は管理者は、毎年10月に実施した給食について、別に定める栄養報告書をその翌月15日までに、知事に提出しなければならない。